

入 札 説 明 書 (再 度 公 告)

国立大学法人三重大学

入 札 説 明 書 (再 度 公 告)

「三重大学（上浜）生物資源学部校舎（Ⅰ期－Ⅰ）改修工事」に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 令和7年11月4日(火)

2. 発注者

国立大学法人三重大学 学長 伊 藤 正 明

3. 工事概要等

(1) 工 事 名 三重大学（上浜）生物資源学部校舎（Ⅰ期－Ⅰ）改修工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 三重県津市栗真町屋町1577（三重大学上浜団地構内）

(3) 工事内容 別冊工事概要書のとおり。

(4) 工 期 契約締結日の翌日から令和8年3月31日(火)

財政法の定めにより承認を得た場合は、令和8年7月31日（金）まで延長予定

(5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(6) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。電子入札は、文部科学省電子入札システムホームページ（<https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>）の電子入札システムにより、文部科学省電子入札システム利用規程及び運用基準に基づき行う。なお、紙入札の申請に関しては、紙入札参加承諾願（別紙様式1）を発注者に対し、下記9.（1）①に掲げる日までに提出し承諾を得ること。

(7) 本工事は、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」について記述した、申請書及び資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の工事である。

(8) 本工事は、受注者が工事着工前に発注者に対して週休2日について取り組む内容を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（土日）Ⅱ型である。

4. 競争参加資格

(1) 国立大学法人三重大学契約事務取扱細則（以下「取扱細則」という。）第4条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていること。

(2) 文部科学省における「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより格付けした建築一式工事に係る令和7・8年度の等級（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書）の記2の等級がAまたはB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加者の資格の再認定を受けていること。）。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 下記6.(3)に掲げる総合評価の評価項目に示す「同種工事の施工実績」、「工事成績」、「同種工事の施工経験」の欠格に該当しないこと。
- (5) 平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、下記に掲げる基準を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

同種工事：次の①～⑤の要件を満たす施工実績を有すること

- ①建物用途：大学・高専の教育・研究施設、病院、事務所、庁舎、小・中・高等学校の校舎のいずれか
- ②構造：RC造、SRC造、S造 のいずれか
- ③階層：3層以上
- ④延べ床面積：1, 100㎡以上（改修の場合は建物内部の改修延べ床面積1, 100㎡以上）
- ⑤工事内容：新営工事、増築工事、改築工事、内外装を含む改修工事 のいずれか
- 経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち一者が上記の施工実績を有すること。

- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事における配置予定技術者の兼任に係る各要件は、別紙5「建設工事の技術者の兼任等の取り扱いについて」を参照のこと。

- ① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
- ・これと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者であること。
- ② 平成22年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記に掲げる同種工事の施工の経験を有する者であること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

同種工事：次の①～⑤の要件を満たす施工実績を有すること

- ①建物用途：大学・高専の教育・研究施設、病院、事務所、庁舎、小・中・高等学校の校舎のいずれか
- ②構造：RC造、SRC造、S造 のいずれか
- ③階層：3層以上
- ④延べ床面積：1, 100㎡以上（改修の場合は建物内部の改修延べ床面積1, 100㎡以上）
- ⑤工事内容：新営工事、増築工事、改築工事、内外装を含む改修工事 のいずれか
- ただし、経常建設共同企業体の場合にあつては、一者の主任技術者又は監理技術者が同種工事の経験を有していればよい。

- ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ④ 配置予定の主任技術者又は監督技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- ⑤ 経常建設共同企業体の場合の上記②ただし書きの記述に該当する者以外の者についても、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を配置できること。
- ⑥ 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号」という。）の配置を行う場合は以下の（イ）～（チ）の要件を全て満たさなければならない。
- （イ） 建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- （ロ） 監理技術者補佐は、建設工事の種類に応じた、一級施工管理技士補若しくは一級施工管理技士等の国家資格者、又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監

理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

(ハ) 監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

(ニ) 同一の専任特例2号が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする（ただし、三重大が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、同一の敷地であり、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす）。

(ホ) 専任特例2号が兼務できる工事は三重大発注工事でなければならない。

(ヘ) 専任特例2号は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立合等の職務を適正に遂行しなければならない。

(ト) 専任特例2号と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

(チ) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

⑦ 発注者に承諾を得た場合は、3. 工事概要等(2)と同団地構内で施工している他の工事（入札手続き中の工事も含む。）と本工事を一の工事とみなして、同一の主任技術者又は監理技術者が当該複数工事全体を管理することができる。

ただし、下記に掲げる期日までに別紙様式9を提出して発注者の承諾を得ることとし、申請書の提出以降の別紙様式9による届出は認めない。

別紙様式9の提出期日 令和7年11月12日(水)

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、本学又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2）に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(IV) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- (ロ) 一方の会社の役員等が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国立大学法人三重大学及び文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者、法人である場合はその役員、その支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者又は団体である場合はその代表者、その理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
 - ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
 - (イ) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - (ロ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
 - (ハ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
 - (ニ) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
 - ③ 「当該状態が継続している場合」については、該事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

(11) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。

5. 設計業務等の受託者等

- (1) 上記4. (8) の「上記3. (1) に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
 - ・株式会社教育施設研究所（法人番号 9010001075610）
 - ・株式会社総合設備コンサルタント（法人番号 9011001012710）
- (2) 上記4. (9) の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。
 - ① 資本関係
設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

- (イ) 子会社等と親会社等の関係にある場合
- (ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、(イ)については、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（経常建設共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6. 施工体制確認型総合評価落札方式（実績評価型）に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」及び「企業の施工体制」をもって入札に参加し、次の(イ)、(ロ)の要件に該当する者のうち、(2)④によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- (イ) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (ロ) 評価者が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上ある時は、くじを引かせて落札者を決定する。（くじは電子入札システム上で発注者が行う。）

(2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点、「加算点」は最高20点、「施工体制評価点」は最高30点とする。
- ② 「加算点」の算出方法は、(3)の評価項目毎に評価を行い、各評価項目の評価点数の合計を加算点として付与するものとする。
- ③ 「施工体制評価点」の算出方法は、下記(3)の評価項目について評価を行い、企業の施工体制に応じ、施工体制評価点として付与するものとする。なお、入札参加者の申込みに係る価格が下請業者における赤字の発生及び工事成績評定点における低評価が顕著になるなど品質確保のための体制その他の施工体制が著しく確保されないおそれがある価格（●施工体制確認型のフロー図を参照）に満たない場合は、企業の施工体制の審査を特に重点的に行う。
- ④ 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と②によって得られる「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}) / \text{入札価格}$$

(3) 評価項目及び評価基準等

評価項目は以下のとおりとする。

評価項目			評価基準	評価点数 (点)	
				配点	満点
① 企業の技	企業の施工能力	同種工事（※1）の施工実績の有無	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する同種工事（※1）の実績あり	3	3
			その他の発注者による同種工事（※1）の実績あり	1	
			同種工事（※1）の実績なし	欠格	

術 力		工事成績	当該工事種別の令和５年度（過去２年度）以降に完成した工事成績の平均 ※工事成績相互利用登録発注機関（別紙３）が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績		4
			・ ８３点以上	4	
			・ ８０点以上 ８３点未満	3	
			・ ７７点以上 ８０点未満	2	
			・ ７３点以上 ７７点未満	1	
			・ ７３点未満（含実績無し）	0	
			・ 各年度（過去２年度）の平均点が２年連続で ６５点未満	欠格	
			・ 文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等（別紙４）に対し、令和５年度（過去２年度）以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重要な問題が発生した事例がある		
	配置予定技術者の能力	同 種 工 事（※２）の施工経験	国、特殊法人等及び地方公共団体が発注する同種工事（※２）において、主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり	3	3
			その他の発注者による同種工事（※２）において、主任（監理）技術者又は現場代理人としての経験あり	1	
			同種工事（※２）において、主任（監理）技術者又は現場代理人以外での経験あり	0	
			同種工事（※２）の経験なし	欠格	
		工事成績	同種工事の施工経験として挙げた工事について主任（監理）技術者又は現場代理人として従事した場合の工事成績の平均（令和３年度（過去４年度）以降に完了した工事に限る） ※工事成績相互利用登録発注機関（別紙３）が発注した「公共建築工事成績評定要領作成指針」に基づく工事成績		4
			・ ８３点以上	4	
			・ ８０点以上 ８３点未満	3	
			・ ７７点以上 ８０点未満	2	
			・ ７３点以上 ７７点未満	1	
			・ ７３点未満（含実績無し）	0	
			※ ６５点未満	欠格	
		継続教育（ＣＰＤ）の取組状況	（建築ＣＰＤ情報提供制度及び建築ＣＰＤ運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体が証明する証明書（競争参加資格確認申請書及び資料の提出期限の日から過去１年以内に単位取得が証明されたもの）） ・ 当該団体の推奨単位以上を取得している証明あり	1	1
			・ 証明なし	0	
② 信 頼 性 企 業 の	法令遵守（コンプライアンス）	事故及び不誠実な行為	・ あり（※３）	－ 2	0
			・ なし	0	
	地域精通度	地理的条件（緊急時の施工体	・ 当該工事施工地域（三重県内）に技術者・資機材等の拠点（※４）あり	2	2

		制)	・当該工事施工地域（三重県内）に技術者・資機材等の拠点（※４）なし	0	
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（※５）	・あり プラチナえるぼし、プラチナくるみん	3	3
			・あり えるぼし（１～３段階目）、くるみん、トライくるみん、ユースエール	2	
			・あり 事業主行動計画	1	
			・なし	0	
合 計					20

※１ 「同種工事」とは、平成２２年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した「次の①～⑤」の要件を満たす施工実績を有すること

①建物用途：大学・高専の教育・研究施設、病院、事務所、庁舎、小・中・高等学校の校舎のいずれか

②構造：ＲＣ造、ＳＲＣ造、Ｓ造 のいずれか

③階層：３層以上

④延べ床面積：１，１００㎡以上（改修の場合は建物内部の改修延べ床面積１，１００㎡以上）

⑤工事内容：新営工事、増築工事、改築工事、内外装を含む改修工事 のいずれか」をいう
（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る）。

経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち１者が上記の施工実績を有すること。

※２ 「同種工事」とは、平成２２年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した「次の①～⑤」の要件を満たす施工実績を有すること

①建物用途：大学・高専の教育・研究施設、病院、事務所、庁舎、小・中・高等学校の校舎のいずれか

②構造：ＲＣ造、ＳＲＣ造、Ｓ造 のいずれか

③階層：３層以上

④延べ床面積：１，１００㎡以上（改修の場合は建物内部の改修延べ床面積１，１００㎡以上）

⑤工事内容：新営工事、増築工事、改築工事、内外装を含む改修工事 のいずれか」をいう
（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る）。

経常建設共同企業体にあつては、経常建設共同企業体又は構成員のうち１者が上記の施工実績を有すること。

※３ 「あり」とは、以下のいずれかに該当する場合である。

① 東海・北陸地区を対象区域に含む文部科学省から受けた指名停止又は三重県を区域に含む営業停止の期間が２週間以上１ヵ月未満、及び期間終了後３ヶ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

② 東海・北陸地区を対象区域に含む文部科学省から受けた指名停止期間が１ヵ月以上２ヵ月未満、及び期間終了後４ヵ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

③ 東海・北陸地区を対象区域に含む文部科学省の指名停止期間が２ヵ月以上３ヵ月未満、及び期間終了後５ヵ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

④ 東海・北陸地区を対象区域に含む文部科学省の指名停止期間が３ヵ月以上、及び期間終了後６ヵ月以内に当該工事の入札執行日が該当する場合

※４ 「技術者・資機材等の拠点」とは、本店、支店及び技術者が常駐している拠点をいう。

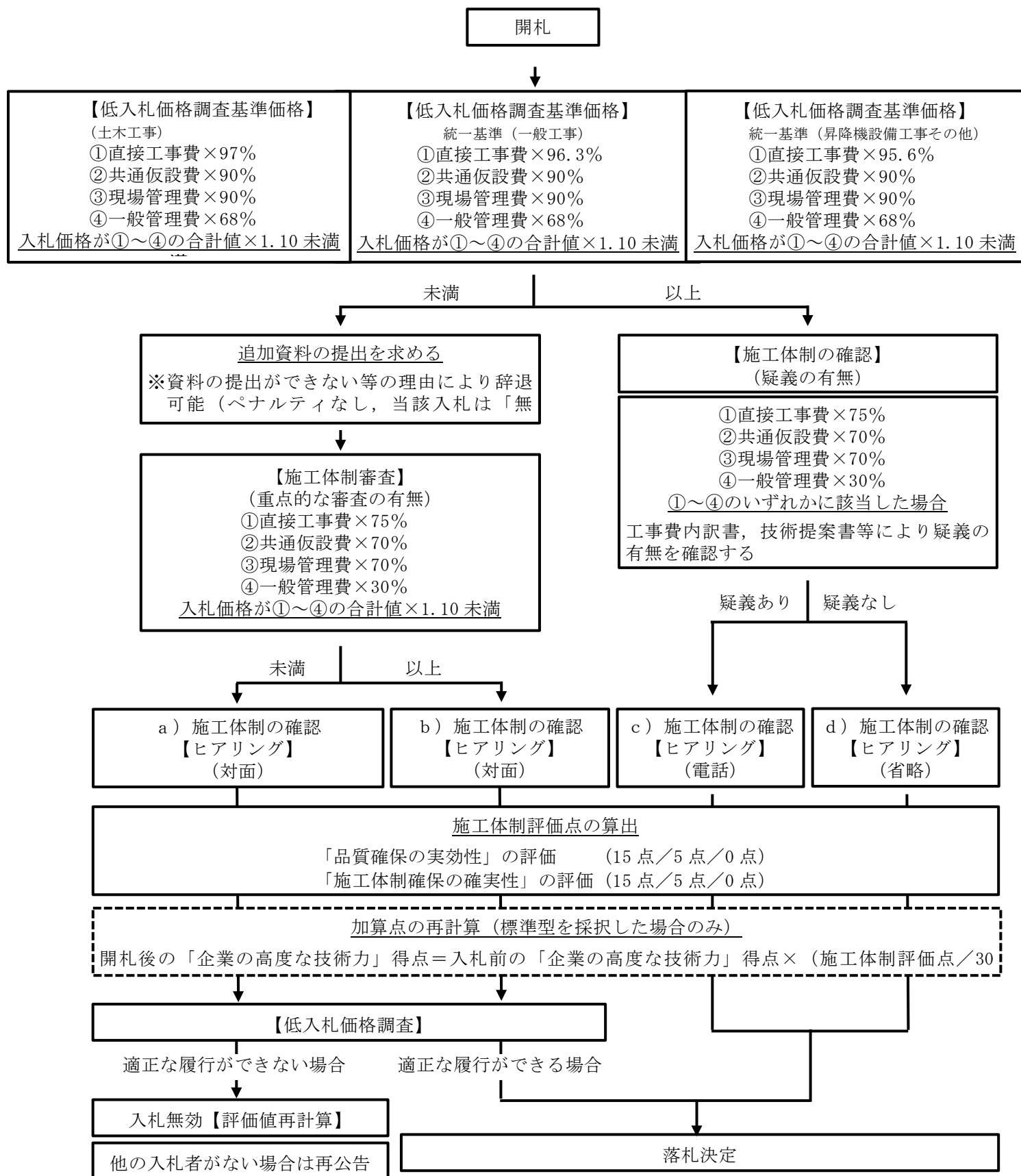
※５ 「ワークライフバランス等の取組みに関する認定状況」とは、以下のいずれかの認定を受けている場合である。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
- ② 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）

施工体制評価点の評価項目は以下のとおりとする。

評価項目		評価基準	評価点数 (点)	
			配点	満点
企業の施工体制	品質確保の実効性	有：工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる。	15	15
		良：工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる。	5	
		可：その他	0	
	施工体制確保の確実性	有：工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる。	15	15
		良：工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる。	5	
		可：その他	0	
合計				30

●施工体制確認型のフロー図



7. 担当部署

〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577

国立大学法人三重大学 施設部施設企画チーム

電話 059-231-9036 FAX 059-231-9038

Mail si-somu@ab.mie-u.ac.jp

8. 施工体制の審査に係るヒアリング

どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをしたすべての入札参加者に対して開札後速やかにヒアリングを実施する。なお、入札価格が低入札価格調査の最低基準価格（文部科学省発注工事請負等契約規則第13条に基づく価格をいう。以下「最低基準価格」という。●施工体制確認型のフロー図を参照のこと。）以上の者にあつては、電話によるヒアリングとすることがある。

なお、ヒアリングの詳細は、施工体制確認対象業者に対し、別途連絡することとする。

9. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、発注者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4. (2)の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4. (1)及び(3)から(11)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて上記4. (2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて上記4. (2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間：令和7年11月4日(火)から令和7年11月14日(金)（最終日は17時00分まで。）
- ② 提出場所：上記7に同じ。
- ③ 提出方法：申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は提出場所へ持参又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により行うものとする。

提出書類は、表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること（頁の例：1／〇〇～〇〇／〇〇）

電子入札における申請書の受付票は、申請書及び資料の受信を確認したものであり申請書及び資料の内容を確認したものではない。

- (2) 申請書は、次に掲げるところに従い、別紙様式2により作成すること。

なお、①の同種工事の施工実績、③の配置予定の技術者の同種工事の経験については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに工事が完成し引渡しが行われているものに限り記載すること。

① 同種工事の施工実績（別紙様式3）

上記4. (5)に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績並びに上記6. (3)表中「同種工事の施工実績」に掲げる内容を判断できる同種工事の施工実績は同一の実績を記載することとし、記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

また、併せて同種工事の施工実績として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認できる部分）、平面図等の写し等）を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORI

NS)」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写し等は提出すること。

なお、上記6.(3)表中の「特殊法人等」とは、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)第2条第1項により規定する法人をいう。

② 工事成績 (別紙様式4)

工事成績相互利用登録発注機関(別紙3)が発注した建築一式工事における令和5年度及び令和6年度に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を別紙様式4に記載すること。併せて、記載した工事成績評定通知書の写しを提出すること。また、経常建設共同企業体については経常建設共同企業体及びその構成員ごとに、工事成績相互利用登録発注機関(別紙3)が発注した建築一式工事における令和5年度及び令和6年度に完成した工事成績の各年度の合計、工事成績を受けた工事の件数及び平均点を記載すること。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評定通知書の写しについて、令和5年度及び令和6年度に完成し、工事成績通知を受けた全ての建築一式工事の通知書が提出されなかった場合、又は下記iii)の工事の品質に関わる問題に関し申告を怠った場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

- i) 上記6.(3)表中「工事成績」において、2年連続で年度の平均点が65点未満である場合。
- ii) 経常建設共同企業体又はその構成員がi)に該当している場合は、経常建設共同企業体を欠格として評価する。
- iii) 工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例がある場合。

文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、令和5年度以降に完成・引渡しを行った工事目的物で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない事例がある場合は、その事例を具体的かつ簡潔に記載すること。

この場合、重大な問題の事例については、事実確認が可能な文書、写真及び新聞記事等の資料を収集し、有無の判断を行う。

なお、「重大な問題」とは、以下のア)～エ)に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合。

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合。

ウ) ア)又はイ)の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合。

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合。

なお、上記6.(3)表中の「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、別紙4に記載する法人である。

③ 配置予定の技術者

i) 配置予定技術者の資格、同種工事の施工経験 (別紙様式5-1)

上記4.(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等並びに上記6.(3)表中「資格」「同種工事の施工経験」に掲げる内容を判断できる資格、同種工事の経験は同一の技術者の資格及び経験を記載することとし、記載する同種工事の経験の件数は1件でよい。

なお、申請時に配置予定が特定できない場合は、複数の候補技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を記載することもできるが、その場合、各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、上記6.(3)表中「配置予定技術者の能力」に係る最も低い技術者の評価点数の合計をもって評価するものとする。(ii) 工事成績を含む)

同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に

基づく指名停止を行うことがある。

また、併せて配置予定技術者の資格を有することが確認できる資料（免許等の写し。）、工事を請け負う企業との直接的かつ恒常的な雇用関係の有無が確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し（被保険者等記号・番号等にマスキングを施されたものであること。）、同種工事の経験として記載した工事の内容が判断できる資料（契約書、平面図等の写し等。）及び当該技術者が従事したことを判断できる資料を提出すること。

ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に竣工登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書及び当該技術者が従事したことを判断できる資料の写しを提出する必要はない。この場合においても、記載した工事の内容が判断できる平面図等の資料の写しは提出すること。

なお、上記6.（3）表中の「特殊法人等」とは公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に第2条第1項により規定する法人をいう。

ii) 工事成績（別紙様式5-2）

配置予定技術者の同種工事の施工経験のうち、令和3年度から令和6年度に完成した工事成績を記載すること（主任（監理）技術者又は現場代理人として従事したもののみ評価する。）。併せて、記載した工事成績評価通知書の写しを提出すること。ただし、以下に該当する者は、入札に参加できない。また、工事成績評価通知書の写しについて、通知を受けているにもかかわらず、通知書が提出されなかった場合には、落札の取消し、契約の解除又は指名停止措置を行うことがある。

・上記6（3）表中「工事成績」において、65点未満である場合。

iii) 継続教育（CPD）の取組状況

配置予定技術者の学習履歴を証明する証明書の写しを添付し、当該団体（※）推奨単位以上を取得していること、及び有効期間内であることを証明すること。

なお、CPD単位取得の「証明書」は技術資料提出期限の日から過去1年以内の間までに単位取得が証明された「証明書」を有効とし、年間又は数年間の推奨単位が記載されている場合はそのいずれかが満足していれば評価する。

申請時に配置予定技術者が複数提出された場合は全ての技術者が取得していなければ評価をしない。また、「証明書」の証明日から起算して過去推奨単位年数以内に推奨単位以上を取得していることが確認できない場合は評価をしない。

（※）建築CPD情報提供制度及び建築CPD運営会議の構成員、構成員である協議会の参加団体

iv) 経常建設共同企業体の技術者の配置について

資料について、経常建設共同企業体での参加の場合は、各構成員ごとに配置予定の技術者を記入すること。なお同種工事の経験については、1者の主任技術者又は監理技術者について記載し、他の構成員の配置予定の技術者については、工事経験を問わないものとする。

v) 技術者の兼務について

配置予定技術者の兼務を予定している場合は、別紙5「建設工事の技術者の兼任等の取り扱いについて」を参照のうえ、別紙様式9を申請書提出時に合わせて提出すること。

④ 事故及び不誠実な行為（別紙様式6）

全国又は東海・北陸地区において、文部科学省から指名停止措置要領に基づく指名停止を受けた者及び三重県を区域に含む営業停止を受けた者で、本工事の開札の日を基準として、指名停止措置要領に基づく指名停止の期間終了後6ヶ月以内（令和7年6月17日以降に終了）のものを全て記載すること。また、通知書の写しを全て添付すること。

なお、経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員について記載すること。

⑤ 緊急時の施工体制（別紙様式7）

三重県内に所在する本店、支店及び技術者が常駐している拠点を記載すること。

⑥ ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況（別紙様式8）

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定の有無について別紙様式8に記載し、「有」の場合はこのことを証明できる資料を添付すること。

また、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社に認定がある場合に評価する。

- (3) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和7年11月25日(火)までに電子入札システム(紙により申請した場合は、書面)により通知する。

(4) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 発注者は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑤ 申請書及び資料の提出書類(別紙様式2～9)は、以下に留意すること。

(イ) ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word(2016形式以降で保存)
- ・Microsoft Excel(2016形式以降で保存)
- ・PDFファイル(Acrobat DC以降で保存)

(ロ) 添付資料は、3つ以内のファイルにまとめ添付して送信すること。契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込みPDFに変換したファイルで提出すること。ファイルは、電子入札システムが指定する合計容量以内に収めること。圧縮することにより容量以内に収まる場合は、ZIP形式により圧縮(自己解凍方式は認めない。)して送付することを認める。

提出書類の容量が大きく添付できない場合は、書類の全てを、上記(1)①の期間内に、上記7まで持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)又は電子メール(電話にて着信を確認すること。)により提出すること。持参又は郵送の場合においても別紙様式2(別紙を含む。)については、書類とは別に、(イ)に指定したファイル形式により作成したファイルをCD-R1枚に保存し、提出すること。

持参、郵送又は電子メールで書類を提出した場合は、以下の内容を記載した書類(書式は自由。)のみを電子入札システムにより送信すること。

- ・持参、郵送又は電子メールとする旨
- ・持参、郵送又は電子メールにより提出する書類の目録
- ・持参、郵送又は電子メールにより提出する書類の頁数
- ・持参、郵送又は電子メールにより提出する年月日

なお、提出する電子ファイルは、必ずウイルス対策を実施すること。

- ⑥ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 上記7に同じ。

10. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、発注者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限：令和7年12月2日(火)17時00分
- ② 提出先：上記7に同じ。
- ③ 提出方法：書面(様式任意)を持参又は託送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期間内に必着のこと。)することにより提出するものとする。

- (2) 発注者は、説明を求められたときは、令和7年12月9日(火)までに説明を求めた者に対し書面等により回答する。

11. 見積を行うために必要な現場説明書、図面の交付

見積りを行うために必要な現場説明書、図面の交付は下記の通りとする。

- ① 期 間：令和7年11月25日(火)から令和7年12月15日(月)まで。
- ② 交付方法：設計図書等データ(パスワード付き)の配布は、三重大学施設部ホームページ

<https://www.mie-u.ac.jp/shisetsu/homon-menu/chiiki-sub/keiyaku-newslist1.html>
からのダウンロードのみとする。パスワードについては資格有の者に対し電子入札システムにより通知する。

1 2. 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 提出期間：令和7年11月25日(火)から令和7年12月1日(月)までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで（最終日は12時00分まで）。
 - ② 提出先：上記7に同じ。
 - ③ 提出方法：書面を持参、託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）又は電子メールにより提出するものとする。なお、質問書は設計図書に関する質問とその他に関する質問に分けて作成すること。電子入札システムによる提出は認めない。
- (2) (1) のすべての質問に対する回答は、競争参加資格有の者に対し電子メール又は書面により送付する。
- 回答期限：令和7年12月5日(金)

1 3. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札の締切日時は以下の通りとする。
- 締切日時：令和7年12月16日(火) 12時00分
- (2) 入札場所：〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577
国立大学法人三重大学 施設部施設企画チーム（電子入札システム）
- (3) 開札日時：令和7年12月17日(水) 10:00
- (4) 開札場所：〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577
国立大学法人三重大学 施設部施設企画チーム（電子入札システム）
- (5) その他：紙入札方式による入札参加を承諾され、紙入札方式により入札を行った者は、上記場所で開催に立ち会うこと。なお、立ち会いの際には、発注者により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

1 4. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、紙入札方式による入札参加を承認され、紙入札方式により入札を行うものは、上記7に持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ、電子メール）による入札は認めない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1 5. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 納付 ただし、利付国債の提供又は銀行等の保証をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等（利付国債の総額、銀行等の保証に係る保証金額及び入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。）は、入札参加者の見積る入札金額（税込み）の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等（入札保証金の納付に代わる担保としての利付国債の提供又は銀行等の保証及び入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結又は銀行等若しくは保証事業会社（以下「金融機関等」という。）の契約保証の予約を含む。以

下同じ。)を行わない者及び入札保証金の納付等に係る書類(以下「書類」という。)を提出しない者並びに入札保証金の金額等が入札金額(税込み)の100分の5に満たない者又は金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額(税込み)に満たない者若しくは保証金額が入札金額(税込み)の100分の10に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

- ① 提出期間：令和7年11月26日(水)から令和7年12月16日(火)までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで(ただし、最終日の12月16日(火)は、12時00分まで。)
- ② 提出場所：上記7に同じ。
- ③ 提出方法：書類の提出は、持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。)により提出することにより行うものとし、納付の場合は上記7.へ連絡すること。
- ④ 保証期間：令和8年1月16日(金)まで。
- ⑤ 入札保証金の納付等又は書類が、次の表各号に掲げる場合に該当するものについては、入札に関する条件に違反したものとして、原則として当該入札保証金を納付した入札参加者の入札を無効とする。

1. 未納付であると認められる場合(未納付であると同視できる場合を含む。)	(1) 入札保証金の全部又は一部が納付されていない場合
	(2) 他の工事の入札保証金である場合
	(3) 入札保証金が特定できない場合
2. 書類に記載すべき事項が欠けている場合	(1) 入札保証金の記載が全くない場合
	(2) 様式を満たしていない場合
	(3) 白紙である場合
3. 書類に記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 入札案件名に誤りがある場合
	(3) 納付業者名に誤りがある場合
4. その他未納付又は書類に不備がある場合	

- ⑥ その他：入札保証金の納付等及び書類の提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

- (2) 契約保証金 納付 有価証券等の提供又は銀行、発注者が確実と認める金融機関もしくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の100分の10以上とする。

16. 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。入札書に工事費内訳書ファイルを添付して、同時に送付すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、数量、単価、金額等の細目を明らかにすること。金額には健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示すること。また、工事費内訳明細書には住所、名称又は商号及び代表者の氏名並びに工事名を記載し、ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word(2016形式以降で保存)
- ・Microsoft Excel(2016形式以降で保存)
- ・PDFファイル(AcrobatDC以降で保存)

なお、容量が大きく添付できない場合は持参又は託送(書留郵便等の配達記録が残るものに限

る。提出期限内必着) することにより提出するものとする。

- (3) 入札参加者は提出した工事費内訳書について、契約担当者又は発注者（これらの補助者を含む。）が説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、次の各号に該当する場合については、競争加入者心得第28第11号に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

1. 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）	(1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2) 内訳書とは無関係な書類である場合
	(3) 他の工事の内訳書である場合
	(4) 白紙である場合
	(5) 内訳書が特定できない場合
	(6) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1) 内訳書の記載が全くない場合
	(2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきでない書類が添付されていた場合	(1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合
4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1) 発注者名に誤りがある場合
	(2) 発注者案件名に誤りがある場合
	(3) 提出業者名に誤りがある場合
	(4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合	

入札後、落札者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合、低入札価格調査を行う場合又は当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

- (4) 発注者の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。
- (5) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (6) 施工体制確認型総合評価落札方式を行う場合、工事費内訳書は、価格以外の要素が提示された技術提案書の参考図書として提出を求めるものであり、入札書と同時に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書が提出されないときは、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出が上記(1)に違反して行われず、競争加入者心得第32第12号に該当するものとして入札を無効とする場合を除き、価格以外の要素として提示された性能等の審査を行うことなく施工体制評価点を0点とするとともに、加算点についても0点とする場合がある。

17. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

また、入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札者は開札時に立ち会うこと。1回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱う。

18. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争参加者心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、発注者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に上記4に掲

げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

19. 落札者の決定方法

- (1) 取扱細則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

- (2) 落札者となるべき者の入札価格が取扱細則第25条第2項に基づく価格（以下「最低基準価格」という。）を下回る場合は、同細則第25条3項の調査（低入札価格調査）を行うものとする。

なお、最低基準価格の詳細については別紙1「最低基準を下回った場合の取扱いについて」の1を参照すること。

20. 最低基準価格を下回った場合の措置

最低基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると、認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関への意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う当該工事の工期延期は行わない。また、この調査期間中に履行不可能の申し出があった場合は、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。

21. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合には、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記4.（6）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

22. 契約書作成の可否等

別紙2 工事請負契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

23. 支払条件

請負代金は、受注者からの適法な支払請求書に基づき2回以内に支払うものとする。

ただし、中間前払金の請求は、請負代金額が1,000万円以上であって、かつ、工期が150日以上である場合に限り請求できるものとする。

24. 工事保険

受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険を締結するものとする。

25. 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に、発注者に対して非落札理由について説明を求めることができる。

① 提出先：上記7に同じ。

② 提出方法：持参又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）により提出するものとする。

- (2) 発注者は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して5日（行政

機関の休日を除く。)以内に書面により回答する。

26. 再苦情申立て

- (1) 発注者からの競争参加資格がないと認められた理由又は非落札理由の説明に不服がある者は、上記10. (2)又は25. (2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に書面により発注者に対して、再苦情を申し立てることができる。当該再苦情申立てについては東海国立大学機構入札監視委員会が審議を行う。

書面は持参又は託送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。)により提出するものとする。

提出場所及び再苦情申立に関する手続等を示した書類等の入手先は、上記7に同じ。

27. 関連情報を入手するための照会窓口

上記7に同じ。

28. 手続きにおける交渉の有無 無

29. 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を、対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

30. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊競争加入者心得及び別紙2 工事請負契約書(案)を熟読し、競争加入者心得を遵守すること。
- (3) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とするとともに指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることはできないので、十分に確認して入札すること。また、落札決定後、落札者が契約を結ばないときは、原則、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うものとする。
- (5) 本工事に経常建設共同企業体として申請を行った場合は、構成する者は、単体有資格者として申請を行うことができない。
- (6) 第1回目の入札が不調になった場合は、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札及び紙入札が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分以内には、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を越える場合は、発注者から連絡する。
- (7) 落札者となるべき同じ評価値の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時については、発注者から連絡する。
- (8) 落札者は、資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (9) 本工事は、数量公開の対象工事であり、予定価格のもととなる工事費内訳書等から単価及び金額等を削除するなどの加工・編集を施したもの(以下「数量書」という。)を参考資料(参考数量)として公開、提供する。数量書は、見積を行うために必要な図面及び仕様書の交付と同時に公開し、その提供方法は上記11. ②の方法と同様とする。

この数量書に対する質問がある場合においては、次により提出するものとする。

なお、入札説明書等に対する質問書と数量書に対する質問書は区別して提出するものとする。

また、数量書に対する質問において、数量の差異等に係わる質問については、差異の根拠となる数量を算出した過程を示す資料も合わせて提出するものとする。

- ① 提出期間：□令和7年11月25日(火)から令和7年12月1日(月)までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで(最終日は12時00分ま

で)。

- ② 提出先： 上記7に同じ。
 - ③ 提出方法： 書面を持参、託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。提出期限内必着。）又は電子メールにより提出するものとする。
 - ④ 回答書： 数量書に対するすべての質問書への回答は、競争参加資格有の者に対し電子メール又は書面により送付する。
 - ⑤ 回答期限： 令和7年12月5日(金)。
- (10) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (11) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
- ① システム操作・接続確認等の問い合わせ先
文部科学省電子入札システムヘルプデスク 電話：0570-001184
文部科学省電子入札システムホームページ <https://portal.ebid03.mext.go.jp/top/>
 - ② ICカードの不具合等発生時の問い合わせ先
取得しているICカードの認証機関
- ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、上記7へ連絡すること。

最低基準価格を下回った場合の取扱いについて

- 1 会計規程第44条及び取扱細則第25条に基づく最低基準価格を下回る価格で入札を行った者に対し、取扱細則第25条3項の調査（低入札価格調査）を実施する。

ここで、最低基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) (統一基準における) 直接工事費の額に10分の9.63を乗じて得た額
- (2) (統一基準における) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) (統一基準における) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) (統一基準における) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

- 2 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、取扱細則第25条3項の規定に基づき調査を実施する。

- 3 低入札価格調査においては、次のような内容につき、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。

- (1) 入札金額決定理由
- (2) 契約対象工事付近における手持ち工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持ち工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 労務者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名および発注者（過去10年間）
- (10) 経営規模等評価結果通知書
- (11) 財務諸表
- (12) 工事成績表

工 事 請 負 契 約 書 (案)

工 事 名 三重大学（上浜）生物資源学部校舎（Ⅰ期－Ⅰ）改修工事

請 負 代 金 額 金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人三重大学長 伊藤 正明 と受注者 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
代理人 〇〇〇株式会社〇〇支店 支店長 〇〇 〇〇 との間において、上記の工事について、上記の
請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

第 1 条 受注者は、別冊の設計図書に基づいて、工事を完成する。

第 2 条 工事は、三重県津市栗真町屋町 1577（三重大学上浜団地構内）において施工する。

第 3 条 着工時期は、令和 年 月 日とする。

第 4 条 完成期限は、令和 8 年 3 月 31 日とする。

第 5 条 契約保証金は、金〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機
関

若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保
証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第 6 条 受注者は、工事の目的物及び工事材料について建設工事保険を締結すること。

第 7 条 請負代金は、受注者からの適法な請求に基づき 2 回以内に支払うものとする。

第 8 条 完成通知書は、三重大学施設管理チームに送付するものとする。

第 9 条 請負代金の請求書（前払金に係る請負代金を含む。）は、三重大学施設部施設企画チームに送付
するものとする。

第 10 条 請負代金については、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円以内の額を前払金として前払するものとする。

この支払いは、請求書及び保証事業会社の保証証書を受領した日とその月の 15 日以前であるときは受
理した月の月末に、受理した日とその月の 16 日以降であるときは翌月の月末に行うものとする。

第 11 条 別記の国立大学法人三重大学工事請負契約基準第 35 第 8 項、第 53 第 3 項及び第 55 第 2 項
中の遅延利息率は「年 2.5%」である。

第 12 条 この契約についての一般的約定事項は、国立大学法人三重大学工事請負契約基準によるもの
とする。但し第 37 を次のとおり読み替えるものとする。

第 37 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事に
おいて償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保
険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成 28 年
4 月 1 日以降に新たに請負契約を締結する工事に係る前払金は、その 100 分の 25 を超える額及び中
間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支
払に充当することができる。

第 13 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協
議して定めるものとする。

この証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 三重県津市栗真町屋町 1 5 7 7
 国立大学法人三重大学
 学 長 伊 藤 正 明 ⑩

受注者 【住所】
 【法人等名】
 【代表者氏名等】 ⑩

工事成績相互利用登録機関（令和 6 年 2 月 2 9 日現在）

中央官庁	発注機関・部署等
衆議院	衆議院庶務部営繕課及び電気施設課
参議院	参議院事務局管理部営繕課、電気施設課
最高裁判所	最高裁判所及び各高等裁判所
国立国会図書館	国立国会図書館総務部会計課及び国立国会図書館関西館総務課
内閣府 （内閣官房）	内閣府大臣官房会計課 内閣総務官室（会計担当） 沖縄総合事務局開発建設部営繕課
警察庁	警察庁長官官房会計課 警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、北海道警察情報通信部及び東京都警察情報通信部 警視庁及び各道府県警察本部の発注に係る工事のうち支出負担行為担当官が発注するもの
法務省	法務省大臣官房施設課及び各法務局、検察庁、行刑施設、少年施設、鑑別所、観察所、出入国在留管理庁（旧入国管理局を含む。）、公安調査局
外務省	大臣官房会計課
財務省	財務本省、国税庁及び地方支分部局の発注に係る工事
文部科学省	文部科学省等 国立大学法人等
厚生労働省	厚生労働省
農林水産省	農林水産省大臣官房経理課（～H 2 7 . 9 . 3 0） 〃 〃 予算課（H 2 7 . 1 0 . 1 ～）
国土交通省	大臣官房官庁営繕部、地方整備局（営繕部及び営繕事務所）及び北海道開発局営繕部 航空局空港技術課（旧空港安全・保安対策課、旧技術企画課、旧建設課を含む。）、地方航空局空港部建築室（旧土木建築課を含む。）及び機械課並びに航空交通管制部施設運用管理官（旧施設課を含み、旧航空灯火・電気技術室を除く。）
環境省	自然環境局、各国民公園等管理事務所、各地方環境事務所、各都道府県の自然公園等事業担当部（局）（環境省から施行委任したものに限る）
防衛省	北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄各防衛局（旧防衛施設局を含む。）及び帯広、東海、熊本各防衛支局（旧防衛施設支局を含む。） 本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、防衛装備庁

「所管独立行政法人及び国立大学法人等」について

各国立大学法人	
大学共同利用機関法人	
人間文化研究機構	自然科学研究機構
高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人国立女性教育会館	独立行政法人国立科学博物館
独立行政法人国立美術館	独立行政法人国立文化財機構
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 (各高等専門学校)
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	独立行政法人大学入試センター
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人防災科学技術研究所
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 放射線医学総合研究所	独立行政法人教職員支援機構
独立行政法人日本学術振興会	国立研究開発法人理化学研究所
国立研究開発法人海洋研究開発機構	公立学校共済組合
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	文部科学省共済組合
日本私立学校振興・共済事業団	
放送大学学園	

※上記は、現行の法人ですが、統合等以前の法人が発注した工事の実績についても含みます。

令和 7 年 1 1 月 4 日

入札参加業者 各位

国立大学法人三重大学
学長 伊藤 正明

建設工事の技術者の兼任等の取扱いについて

建設業法第 26 条および監理技術者制度運用マニュアル（令和 7 年 1 月 28 日改正版）に基づき、本学での取り扱いを下記の通り決めました。

以下の要件を踏まえ配置予定技術者の兼任を行う場合は、別紙様式 9 に兼任予定の工事について記載のうえ提出してください。

記

区 分		要 件
1	専任特例 1 号	(1) 兼務可能な現場は、三重大学発注工事に限る (2) 各工事の請負金額が 1 億円（建築一式の場合は 2 億円）未満 (3) 現場間の距離が、片道およそ 2 時間以内 (4) 建設業者が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 以下 (5) 技術者と連絡が取れる連絡員を各現場に配置 (6) 情報通信技術を活用した施工体制確認が可能 (7) 受注者が計画書を作成し、現場に設置する (8) 映像・音声の送受信が可能な情報通信機器により遠隔で現場確認が可能 (9) 兼務する工事数は、専任・非専任問わず 2
2	専任特例 2 号	(1) 兼務可能な現場は、三重大学発注工事に限る (2) 監理技術者の職務を補佐する者を専任で現場ごとに配置する (3) 兼務可能な工事数は 2 (4) 兼務可能な現場の範囲は、元請けとしての職務が適正に遂行できる範囲 要件の詳細は、入札説明書 4. 競争参加資格 (6) ⑥参照のこと
3	密接な関連のある二以上の工事を同一建設業者が同一または近接の場所で施工する場合（専任の主任技術者のみ適用）	(1) 工事の対象となる工作物に一体性もしくは連続性が認められる工事、または施工にあたり相互に調整を要する工事 (2) 現場間が 10 km 程度の場所において同一業者が施工 (3) 専任工事を含む場合の兼任は原則 2
4	同一業者と締結する契約工期の重複する複数の請負工事で、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物または連続する工作物である場合	(1) 左記「それぞれの工事の対象が同一の建築物または連続する工作物」とは、入札説明書 3. 工事概要等 (2) に記載の三重大学内同一団地の工事を意味する。 (2) 本要件を適用したい場合は、申請書の提出前に別紙様式 9 を提出し本学の承諾を得ること。申請書と同時、または提出後の別紙様式 9 の提出は受付しない。 別紙様式 9 提出期日 令和 7 年 1 1 月 1 2 日(水)

技術者兼任の取扱いについての質問等は、入札説明書 7. 担当部署へ問い合わせること。

以上

国立大学法人三重大学 学長 伊藤 正明 殿

代表者氏名

電子入札システムでの参加ができない理由

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

国立大学法人三重大学 学長 伊藤 正明 殿

〇〇建設(株)、〇〇経常 J V

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和 7 年 1 1 月 4 日付けで公告のありました、三重大学（上浜）生物資源学部校舎（I 期－1）改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、未成年者、被保佐人若しくは被補助人で、契約締結のために必要な同意を得ない者でないこと又は破産者で復権を得ない者でないこと、並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書 記 9（2）①に定める施工実績を記載した書面
2. 入札説明書 記 9（2）②に定める工事成績を受けた工事の件数、平均点及び工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例の有無を記載した書面
3. 入札説明書 記 9（2）③に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
4. 入札説明書 記 9（2）④に定める事故及び不誠実な行為を記載した書面
5. 入札説明書 記 9（2）⑤に定める三重県内での緊急時の施工体制を記載した書面
6. 入札説明書 記 9（2）⑥に定めるワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況を記載した書面

注）なお、返信用封筒として表に申請者の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と合わせて提出して下さい。

ただし、電子入札システムで申請した場合は、不要です。

注）同種工事の施工実績及び主任（監理）技術者の経験等については、記載する工事の契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分）の写しを提出すること。

ただし、提出書類等での記載内容で同種工事の施工実績及び主任（監理）技術者の経験等が不明な場合については設計図等を必ず添付すること。

注）同種工事の施工実績及び主任（監理）技術者の経験について、平成 2 2 年度以降に完成した文部科学省の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

同種工事の施工実績

工事名：三重大学（上浜）生物資源学部校舎（Ⅰ期－Ⅰ）改修工事

会社名：〇〇〇〇建設（株）

同種工事の判断基準		次の①～⑤の要件を満たす施工実績を有すること ①建物用途：大学・高専の教育・研究施設、病院、事務所、庁舎、小・中・高等学校の校舎 のいずれか ②構造：RC造、SRC造、S造 のいずれか ③階層：3層以上 ④延べ床面積：1, 100㎡以上（改修の場合は建物内部の改修延べ床面積1, 100㎡以上） ⑤工事内容：新営工事、増築工事、改築工事、内外装を含む改修工事 のいずれか
工事名称等	工 事 名 称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
	発 注 者 名	〇〇〇〇〇〇
	施 工 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇－〇
	契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	工 期	和暦〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 和暦〇〇年〇〇月〇〇日
	受 注 形 態 等	単体／共同企業体（出資比率〇〇％）
工事概要	建 物 用 途	（大学・高専の教育・研究施設、病院、事務所、庁舎、小・中・高等学校の校舎から選択する。）
	構 造 ・ 階 数	
	建 物 規 模	（㎡）延べ床面積を記載する。
	工 事 内 容	（必要に応じて工事の内容を記載する。延べ面積（改修の場合は改修延べ面積）1, 100㎡以上であることが分かる平面図等、及び工事内容が判断できる平面図等を添付すること。）
CORINS登録の有無		有（CORINS登録番号）： 無

注）同種工事の施工実績については、記載する工事の契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分）の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

工 事 成 績

工事名： 三重大学（上浜）生物資源学部校舎（Ⅰ期－Ⅰ）改修工事

会社名：〇〇〇〇建設

(株)

Ⅰ) 工事成績の平均

工事成績相互利用登録発注機関が発注した建築一式工事における令和 5 年度以降に完成した工事の実績の有無	無 () Ⅱ) へ 有 () 以下の項目を記入し、Ⅱ) へ
---	------------------------------------

以下の様式に従い、建築一式工事の工事成績の平均を算出する。

発注機関：工事成績相互利用登録発注機関	令和 5 年度	令和 6 年度
a. 各年度の工事件数	a 1 =	a 2 =
b. 各年度の工事成績の合計点数	b 1 =	b 2 =
x. 各年度の平均点 $x = b / a$	x 1 =	x 2 =
y. 過去 2 年間の平均点 $y = (b 1 + b 2) / (a 1 + a 2)$	y =	

注 1) 工事成績相互利用登録発注機関とは、入札説明書別紙 3 に記載する機関である。

注 2) 各年度の平均点及び過去 2 年間の平均点の算出にあたっては、小数点以下第 2 位を四捨五入する。

注 3) 工事成績評定の通知書の写しを年度毎に整理し添付すること。

Ⅱ) 工事の品質に関わる重大な問題の有無

以下の様式に従い、文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等に、令和 5 年度以降に完成・引渡しを行った工事で、引渡し後に、工事の品質に関わる重大な問題が発生した事例についての有無を記載すること。また、判断できない場合は、有・無欄は選択せず、その事例について具体的かつ簡潔に記載すること。

重大な問題が発生した事例	有・ 無
--------------	------

○事 例

工 事 名		発 注 者	
完成年月日	令和 年 月 日	引渡年月日	令和 年 月 日
具体的な内容（発生時期、発生場所、内容、原因、対応状況等）			

注 1) 「重大な問題」とは、以下のア) ～エ) に記載する事項である。

ア) 重大な人的被害を生じた事故がある場合

イ) 重大な人的被害を生ずる蓋然性の高い物的事故が発生したことがある場合

ウ) ア) 又はイ) の事故を生ずる蓋然性の高い工事目的物の欠陥が発見された場合

エ) 上記の他、安全性に係る不具合が、数ヶ月にわたり改善されず繰り返された場合

注 2) 「所管独立行政法人及び国立大学法人等」とは、入札説明書の別紙 4 に記載する機関をいう。

配置予定技術者の資格及び工事経験

工事名：三重大学（上浜）生物資源学部校舎（Ⅰ期－Ⅰ）改修工事

会社名：〇〇〇〇建設（株）

氏	名	主任（監理）技術者 〇〇 〇〇	
法令による 資格・免許		（例）一級建築士（取得年及び登録番号） 一級建築施工管理技士（取得年及び登録番号） 技術士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（取得年及び登録番号） 監理技術者講習（取得年及び修了証番号） 直接的かつ恒常的な雇用関係を確認するため、健康保険証等の写しを添付すること。	
工事 経験 の 概 要	工 事 名 称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事	
	発 注 者 名	〇〇〇〇〇〇	
	施 工 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇－〇	
	契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円	
	工 期	和暦〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 和暦〇〇年〇〇月〇〇日	
	受注形態等		
	従 事 役 職	現場代理人、主任技術者、監理技術者等	
	建 物 用 途	（大学・高専の教育・研究施設、病院、事務所、庁舎、小・中・高等学校の校舎から選択する。）	
	構 造・階 数		
	建 物 規 模	（㎡）延べ床面積を記載する。	
	工 事 内 容	（必要に応じて工事の内容を記載する。延べ床面積（改修の場合は改修延べ床面積）1, 100㎡以上であることが分かる平面図等、及び工事内容が判断できる平面図等を添付すること。）	
CORINSへの登録の有無		有（CORINS登録番号）： 無	
配置予定主任 （監理）技術者 の申請における 他工事従事状況		工事名	〇〇省××地方整備局△△庁舎新営その他工事
		発注機関名	
		工 期	和暦 年 月 日 ～ 和暦 年 月 日
		従事役職	

注）申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について記入すること。

注）複数出す場合は、複数枚となっても良い。

注）主任（監理）技術者の経験等については、記載する工事の契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分）の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、CORINSの記載部分の写しを提出するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

注）記載欄の明示は記入例である。

主任（監理）技術者の工事成績

工事名：三重大学（上浜）生物資源学部校舎（Ⅰ期－Ⅰ）改修工事

会社名：〇〇〇〇建設（株）

技術者氏名：〇〇〇〇

Ⅰ）工事成績の平均

工事成績相互利用登録発注機関が発注した令和 3 年度以降に完成した同種工事の実績の有無	無（ ） 別紙様式 6 へ 有（ ） 以下の項目を記入
---	--------------------------------

以下の様式に従い、同種工事の工事成績の平均を算出する。

発注機関：工事成績相互利用登録発注機関	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
a. 各年度の工事件数	a 1 =	a 2 =	a 3 =	a 4 =
b. 各年度の工事成績の合計点数	b 1 =	b 2 =	b 3 =	b 4 =
x. 各年度の平均点 $x = b / a$	x 1 =	x 2 =	x 3 =	x 4 =
y. 過去 4 年間の平均点 $y = (b 1 + b 2 + b 3 + b 4) / (a 1 + a 2 + a 3 + a 4)$	y =			

注 1）工事成績相互利用登録発注機関とは、入札説明書別紙 3 に記載する機関である。

注 2）各年度の平均点及び過去 4 年間の平均点の算出にあたっては、小数点以下第 2 位を四捨五入する。

注 3）工事成績評定の通知書の写しを年度毎に整理し添付すること。

注 4）同種工事であることが判断できる平面図等を、記載した件数分提出すること

事故及び不誠実な行為

工事名：三重大学（上浜）生物資源学部校舎（Ⅰ期－１）改修工事

会社名：〇〇〇〇建設（株）

1 営業停止

三重県内において受けた営業停止措置のうち、令和 7 年 6 月 1 7 日以降に期間が終了したものを全て記載すること。	
措置を行った機関	営業停止の期間
（記載例） 国土交通省本省及び中部地方整備局	（記載例） 〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日（〇ヶ月）

2 指名停止

全国又は東海・北陸地域において受けた文部科学省による指名停止措置のうち、令和 7 年 6 月 1 7 日以降に期間が終了したものを全て記載すること。	
措置を行った機関	指名停止の期間
（記載例） 文部科学省	（記載例） 〇〇〇〇年〇月〇日から〇〇〇〇年〇月〇日（〇ヶ月）

注）営業停止及び指名停止の通知の写しを添付すること。

緊急時の施工体制

工事名：三重大学（上浜）生物資源学部校舎（Ⅰ期－Ⅰ）改修工事

会社名：〇〇〇〇建設（株）

営業所等氏名	郵便番号	所在地	本店・支店の区分 (該当に○)
			・本店 ・支店 ・営業所 ・その他
			・本店 ・支店 ・営業所 ・その他
			・本店 ・支店 ・営業所 ・その他

(記載例)

営業所等氏名	郵便番号	所在地	本店・支店の区分 (該当に○)
株式会社〇〇建設 △△支店	〇 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇	・本店 ○支店 ・営業所 ・その他

注) 緊急時の施工体制については、A 4 判 1 枚にて記入すること。

ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定状況

工事名：三重大学（上浜）生物資源学部校舎（Ⅰ期－Ⅰ）改修工事

会社名：〇〇〇〇建設（株）

認定の有無について、該当に○印を記入すること。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）	有 ・ 無
次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	有 ・ 無
青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定（ユースエール認定）	有 ・ 無

注）認定を受けていることを証明できる資料を添付すること。

配置予定技術者兼任届出書

令和 年 月 日

国立大学法人三重大学長 殿

住所
商号または名称
代表者氏名

下記の通り、同一の配置予定技術者に工事を兼任させたいので届け出ます。

記

配置予定技術者氏名		
配置予定工事	工事名	
	工事場所	
	工事期間	年 月 日～ 年 月 日
	役職	
	利用区分 (別紙 5 より)	該当するものにチェック ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4
既配置工事	工事名	
	工事場所	
	請負代金額(税込)	
	工事期間	年 月 日～ 年 月 日
	役職	
	利用区分 (別紙 5 より)	該当するものにチェック ☐ 1 ☐ 2 ☐ 3 ☐ 4
	監督職員の同意	☐ 有・ ☐ 無
該当するものにチェック (利用区分 1・2・3 の場合) ☐ 上記内容にて兼任予定の為お知らせします。 (利用区分 4 の場合) ☐ 上記工事を同一の建築物または連続する工作物とお認め願います。		

留意事項

- (1)本届出書は、競争参加資格確認申請書類の提出期限（ただし、利用区分 4 の場合は令和 7 年 1 1 月 1 2 日(水)）までに提出すること。
- (2)兼任することで工事監理に支障があると判断された場合には、協議の上兼任を解除することもあり得る。
- (3)本届出書提出時点で既に複数工事の兼任の承諾を得ている場合は、既配置工事欄を追加し、全ての工事を記載すること。

以下 利用区分 4 の場合のみ使用

届出のあった内容について、 同一の建築物 と認める。
連続する工作物

令和 年 月 日
国立大学法人三重大学
学長 伊藤 正明